

日の丸掲揚・君が代の起立斉唱問題についての2012年1月16日の
最高裁判決に関する会長声明

- 1 2012年（平成24年）1月16日、最高裁第1小法廷は、公立学校の学校行事における日の丸掲揚・君が代の起立斉唱問題に関する教職員の処分取消しをめぐる各事件につき判決を下した。その概要は、戒告までの処分については人事権者の裁量範囲であり違法とはいえないが、減給以上の処分については、各事案の内容を検討し、学校行事への影響や過去の処分歴とその内容などを考慮して、一部の処分について取り消す、というものであった。
- 2 各事件の被処分者の中で最も多かったのは戒告処分を受けた者であるが、上記最高裁判決は、戒告の場合は直接の給与への影響や身分上の不利益が少ないとして、戒告に対して処分取消しを認めた東京高裁判決を取り消している。これは、2011年（平成23年）5月から6月にかけて相次いで出された日の丸掲揚・君が代起立斉唱の職務命令の合憲性についての最高裁判決を踏襲し、君が代の起立斉唱を命じる職務命令は合憲であることを前提としている。しかし、上記2011年の各最高裁判決にも起立斉唱又は斉唱を職務命令をもって命じることは思想及び良心の自由の侵害となる可能性があるという反対意見が付されている。今回の最高裁判決にも、職務命令に従わなかった教職員らの歴史観ないし世界観及び教育上の信念に基づく行動であったことを認め、真摯な信念に基づく行動に対して職務命令をもって起立斉唱を命じることが厳格な基準による憲法審査の対象となり、その結果、憲法19条に違反する可能性があるとした宮川光治判事の反対意見が付されている。これらの反対意見は正当であり、今回の最高裁判決の多数意見がこれを採用しなかったのは遺憾である。また今回の最高裁判決の多数意見は、戒告も地方公務員上の懲戒処分であり、勤勉手当のカットや昇給延伸の不利益があることを軽視しており、この点においても不当である。
- 3 大阪府・大阪市においては、現在、知事・市長提案で教育基本条例案が提案されようとしているが、今回の最高裁判決によって、同一職務命令に3回違反した教職員に対して分限免職を課する旨の規定は見直しを迫られているというべきである。

すなわち、多数意見は不起立行為に対して減給以上の処分の選択には慎重な考慮が必要として一部を取り消している。櫻井龍子判事が、補足意見の中で、教育現場において国旗国歌問題が不起立と懲戒処分の繰り返しとなることを戒めているように、職務命令や処分という手段を条例で予定して学校現場における国旗国歌の強制にわたる事態を招くことにそもそも問題がある。反対意見を述べた宮川光治判事は、教育の現場において教職員の自由が奪われることに対する懸念を指摘し、多数意見に反対して、戒告を含めて処分の取り消しを主張した。こうした判決の精神を踏まえれば、みだりに職務命令を発して君が代の起立斉唱を求め、これに従わない教職員に免職を含む厳しい処分を画的に課することを予定する条例は、到底許されない。

4 大阪府・大阪市では、今回の最高裁判決を受けて知事・市長が教育基本条例案の再検討をすとも伝えられているが、一方で1回の職務命令違反に対しても教職員を現場から外して研修を受けさせるなどの措置をとり、職務命令違反と研修による改善が見込めないことを理由とした分限免職を行う旨の規定を存続させるとも伝えられている。

当会は、昨年9月に大阪府議会・市議会に議員提案された教育基本条例案については、反対の立場を明かにしたが、その理由として、教育委員会が行う懲戒処分の基準を条例で定めること等は、法律の範囲内で条例を制定することができるとした憲法94条や、教育委員会制度を定めた地方教育行政組織法に違反することも挙げている。今後新たに提案される教育基本条例案が、職務命令と懲戒・分限処分に関する基準などをなお含むものであれば、依然として、憲法94条や地方教育行政組織法に違反するものであり、このような観点からも、当会は、これに強く反対するものである。

2012年（平成24年）1月26日

大阪弁護士会

会長 中本和洋